破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１２号
高知市新本町１丁目15番１号　中屋アパート２Ｆ
破産者　小門　　壽
1　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
2　一般調査期日　平成24年４月18日午前10時
平成24年３月28日　　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８２３号
静岡市駿河区谷田45番15号　ヴェラハイツ欅201号
破産者　八木　宏幸
1　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
2　一般調査期日　平成24年５月22日午後４時30分
平成24年３月27日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６０号
埼玉県越谷市東越谷１丁目５番地９
破産者　森田　勇司
1　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
2　一般調査期日　平成24年６月22日午前11時30分
平成24年３月27日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
岡山県倉敷市連島町西之浦473番地１
破産者　三宅　　寛
1　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
2　一般調査期日　平成24年６月21日午前10時30分
平成24年３月28日
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第５９２３号
大阪府東大阪市吉田本町３―６―20　セワール吉田505、住民票上の住所大阪府東大阪市瓜生堂２丁目22番９号
破産者　西山　一夫
特別調査期日　平成24年５月14日午後３時30分
平成24年３月28日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第３０号
秋田県横手市赤川字野際65番地の１
破産者　有限会社石橋
異議申述期間　平成24年５月17日まで
平成24年３月28日　秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１７９号
宮崎県都城市上川東１丁目22号１番地　シティコーポまつお107号、前住所宮崎県都城市大王町48号15番地
破産者　重久　信也
異議申述期間　平成24年５月28日まで
平成24年３月28日　宮崎地方裁判所都城支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１号
新潟県上越市頸城区西福島424番地１
清算株式会社　王子くびき運送株式会社
代表清算人　森　　宗一
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所高田支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２３号
岡山市北区南方１丁目４番14号
清算株式会社　株式会社山川三菱
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１００２号
広島県廿日市市宮島口１丁目９番８号
清算株式会社　宮島口観光株式会社
清算人　田川百合登
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者田川百合登を除く別紙記載の各協定債権者（以下、「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の0.215パーセントの金員を弁済する。
2　本件協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権元本及びこれに対する協定日（協定認可日）までの利息金並びに遅延損害金の総額から各弁済額を控除した残額につき、清算株式会社の債務を免除する。
3　協定債権者田川百合登は、清算株式会社に対する協定債権全額につき、その債務を免除する。
4　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項及び前項の規定により行った残債務の免除は、弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
広島地方裁判所民事第４部

再生計画認可

平成２２年（再）第１０号
名古屋市中川区助光３丁目101番地
再生債務者　医療法人愛美会
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年３月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再）第１号
鹿児島県鹿児島市七ツ島１丁目１番12号
再生債務者　株式会社日本建機リース
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年３月26日
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続終結

平成２０年（再）第３１号
名古屋市中村区名西通１丁目１番地
再生債務者　株式会社タケヤマ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年３月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第４５号
愛知県北名古屋市九之坪南城屋敷20番地
シャトレ20―201号
再生債務者　川島　進一
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月17日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月24日から平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第４８号
名古屋市中川区五月通１丁目22番地
再生債務者　岩城工業こと　岩城　政美
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月17日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月24日から平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第５７号
愛知県北名古屋市高田寺1600番地109
再生債務者　長屋由美子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月17日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月24日から平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２号
愛知県豊橋市下地町字野箱94番地の10
再生債務者　高橋敏郎こと　タカハシ　フェルナンド　トシロウ
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月17日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月24日から平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部